

支援の内容

コーディネーター

保護観察所からの依頼に基づき、対象者に必要な福祉サービスのニーズの確認、受入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

- ◎居住先、受入れ施設等の確保
- ◎各種福祉的手立ての検討・申請
 - ・障害者手帳の申請
 - ・福祉サービス等の利用申請
 - ・要介護認定の申請
 - ・国民健康保険の取得等
 - ・各種年金等の申請・確認
 - ・生活保護の申請準備

フォローアップ

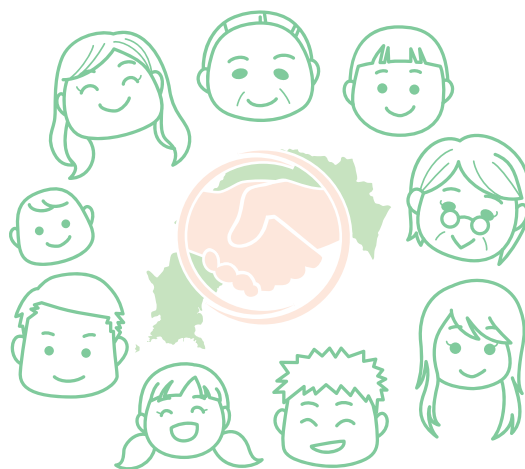
コーディネーター業務のあっせんにより、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している方に関して、本人を受入れた施設等に対して必要な助言を行います。

相談支援

矯正施設から退所した方の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他の必要な支援を行います。

地域生活定着支援センターとは？

高齢又は障害があることにより、矯正施設等から退所した後、自立した生活を営むことが難しい方たちを対象として、保護観察所や福祉サービス事業所等と協働・連携して、退所後必要な福祉サービス等を利用し、地域社会の中で自立した日常生活が送れるように支援します。



高知県地域生活定着支援センター

開所時間：月曜日～金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)
8：30～17：15

TEL：088-855-3611

FAX：088-855-6226

E-mail：kochi-teichaku@pippikochi.or.jp

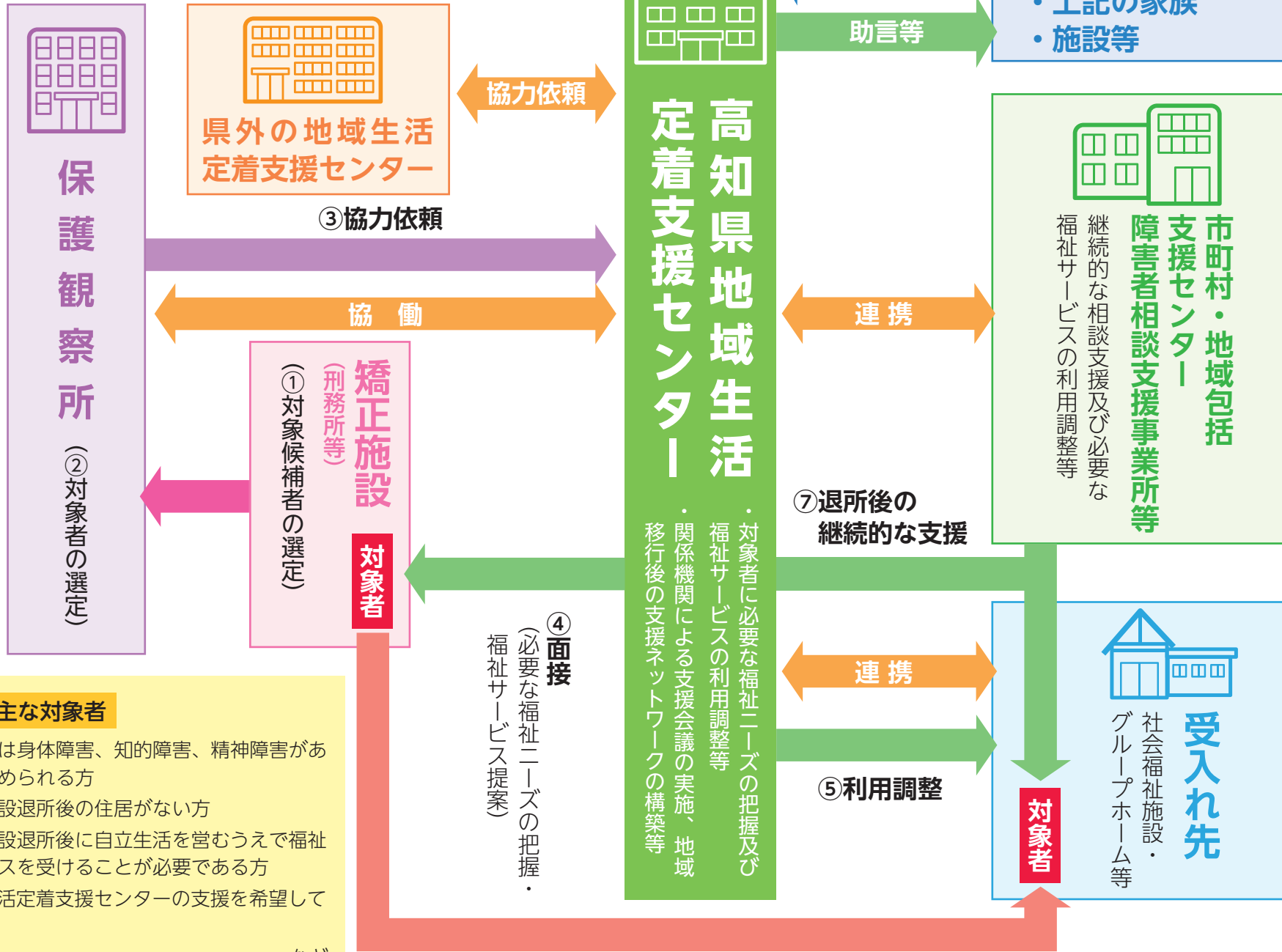
地域での
再出発の
お手伝いをします



高知県地域生活定着支援センター

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

支援の主な流れ



県外の地域生活定着支援センター

③協力依頼

保護観察所
(2)対象者の選定

矯正施設
(刑務所等)
(1)対象候補者の選定

対象者

高知県地域生活定着支援センター

・対象者に必要な福祉ニーズの把握及び福祉サービスの利用調整等
・関係機関による支援会議の実施、地域移行後の支援ネットワークの構築等

相談
助言等

- ・ 矯正施設退所者
- ・ 上記の家族
- ・ 施設等

市町村・地域包括支援センター
障害者相談支援事業所等
継続的な相談支援及び必要な福祉サービスの利用調整等

連携

⑦退所後の継続的な支援

④面接
(必要な福祉ニーズの把握・福祉サービス提案)

連携

⑤利用調整

社会福祉施設・グループホーム等
受入れ先
対象者

連携

⑥退所・地域へ移行

- 支援の主な対象者**
- ①高齢又は身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方
 - ②矯正施設退所後の住居がない方
 - ③矯正施設退所後に自立生活を営むうえで福祉サービスを受ける必要がある方
 - ④地域生活定着支援センターの支援を希望している方
- など